

池田市公益活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田市公益活動促進に関する条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）第18条に規定する助成（以下単に「助成」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 市は、池田市公益活動助成金（以下「助成金」という。）の交付をもって、助成を行うものとする。

3 助成金の交付は、予算の範囲内において行うものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する市民（条例第2条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。）とする。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者に該当しないこと。

(2) 代表者が次に掲げる欠格事由に該当しないこと。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者でない個人であること。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者が実施する公益活動（条例第2条第2号に規定する公益活動をいう。以下同じ。）とする。ただし、市が実施する他の制度による助成又は補助を受けている事業及び既に完了している事業はこの限りではない。

2 一の助成対象者が一の年度内に助成金の交付を受けることができる事業は、1事業とする。

3 助成対象事業の期間は、第8条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた日の属する年度（以下「助成対象年度」という。）内とする。

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に直接要する経費のうち、別表第1のとおりとする。

2 助成対象経費は、助成対象年度内に支出されたものとする。ただし、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りではない。

（助成の種類）

第5条 助成の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 活動支援コース

(2) 発展支援コース

2 活動支援コースの申請が可能なものは、助成対象者とする。ただし、既に活動支援コースの助成を5回受けたものはこの限りではない。

3 発展支援コースの申請が可能なものは、申請事業の目的に沿った事業を1年以上実施している助成対象者とする。ただし、既に発展支援コースの助成を3回受けたものはこの限りではない。

4 活動支援コースの助成金の額は、申請事業に対する本助成金以外の助成金及び補助金の額を控除した後の助成対象経費の合計額の3分の2又は5万円のいずれか低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 発展支援コースの助成金の額は、申請事業に対する本助成金以外の助成金及び補助金の額を控除した後の助成対象経費の合計額の2分の1又は50万円のいずれか低い方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に第7条第3項で算出する交付割合を乗じた額とする。

（助成金の交付申請）

第6条 活動支援コースの助成金の交付を受けようとする助成対象者は、市長が別に定める期間内に活動支援コース交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 活動支援コース事業計画書（様式第2号）
- (2) 活動支援コース収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体構成員の名簿（個人の申請者を除く。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 発展支援コースの助成金の交付を受けようとする助成対象者は、市長が別に定める期間内に発展支援コース交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 発展支援コース事業計画書（様式第6号）
- (2) 発展支援コース収支予算書（様式第7号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体構成員の名簿（個人の申請者を除く。）
- (5) 前年度の事業報告書及び決算書
- (6) 当該年度の事業計画書及び予算書
- (7) 定款、寄附行為又は規約（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）（個人の申請者を除く。）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（助成金の審査）

第7条 助成金の審査は、第5条第1項各号の助成の種類に基づき、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 活動支援コースの審査は、第6条第1項の規定により提出された書類により行う。
- (2) 発展支援コースの審査は、第1次審査を第6条第2項の規定により提出された書類により行い、第2次審査を申請者が公開の場で行う説明（以下「公開プレゼンテーション」という。）により行う。

2 前項による審査（公開プレゼンテーションを除く。）は、非公開で行うものとする。

3 第1項第2号による第2次審査は、別表第2の審査基準に基づき行うものとし、当該第2次審査において獲得した点数に応じて、別表第3に掲げる交付割合を算出するものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の審査により適当と認めたものについては、助成金の交付を決定し、申請者に対して池田市公益活動助成金交付決定通知書(様式第8号)により通知する。

2 市長は、前条の審査により不適当と認めたものについては、不交付を決定し、申請者に対して池田市公益活動助成金不交付決定通知書(様式第9号)により通知する。

(助成金の概算払)

第9条 市長は、発展支援コースの助成金の交付にあたり、第6条第2項に規定する書類の内容に鑑み、概算払で交付することが助成金の交付の目的を達成するために、特に必要であると認めるときは、前条第1項により決定した額の2分の1以内の額に限り、概算払により交付することができる。

2 前条第1項の助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けたものは、前項の規定により、助成金の概算払を受けようとするときは、池田市公益活動助成金概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(活動実績報告等)

第10条 交付決定を受けたもの(以下「助成事業者」という。)は、交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)終了後、速やかに池田市公益活動助成金実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 助成事業の実績を示す書類(収支決算書を含む。)、冊子、写真等

(2) その他市長が必要と認めるもの

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告にかかる助成事業の成果が交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、池田市公益活動助成金確定通知書(様式第12号)により助成事業者に通知する。

- 2 前項に規定する交付すべき助成金の額は、第5条第4項及び第5項の規定にかかわらず、第8条第1項の規定により交付決定した額を超えることはできない。

(助成金の請求等)

第12条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、前条により確定した額に基づき、池田市公益活動助成金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

- 2 第9条の規定により助成金の概算払を受けた助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに助成金の精算をしなければならない。

- 3 前項の規定による助成金の精算の結果、助成金の交付について追加して請求する必要があると認めるときは、池田市公益活動助成金追加請求書(様式第14号)により市長に請求しなければならない。

- 4 第2項の規定による助成金の精算の結果、金額に剰余が生じたときは、これを戻入れしなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(事業報告会)

第15条 市長は、発展支援コースの助成金の交付を受けたものに対する助成の成果を公表し、公益活動の促進を図るため、公開の事業報告会を開催する。

- 2 発展支援コースの助成金の交付を受けたものの代表者等の構成員は、前項の事業報告会に出席しなければならない。

(情報の開示)

第16条 市長は、助成事業者の名称、助成金の額、助成事業の活動の内容をインターネットの利用その他適当と認める方法により公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月18日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の池田市公益活動助成金交付要綱の規定は、平成20年度以後の助成金から適用し、平成19年度以前の助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行し、この要綱による改正後の池田市公益活動助成金交付要綱の規定は、令和4年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の池田市公益活動助成金交付要綱の規定は、令和6年度以後の助成金から適用し、令和5年度までの助成金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

助成対象経費

区 分	経 費 の 種 類
報 償 費 関 係 旅 費 関 係 需 用 費 関 係	外部講師等謝礼、一時的なスタッフへの謝金 等 電車代、バス代、コインパーキング代 等 図書費、文具代、雑品代、食材費、印刷製本費、 修繕費 等
役 務 費 関 係	郵便料、通信料、クリーニング料、コピー料、 宅配料、保険料、損害賠償保険料 等
委 託 料 関 係 使 用 料 及 び 賃 借 料 関 係	警備委託料、会場設営委託料 等 会場使用料、機器レンタル代、物品レンタル代、 レンタカー使用料 等

別表第2（第7条関係）

審査基準

1	自 発 ・ 自 立 性	申請者自らが企画し、自ら行っているか。又この助成金は事業を軌道に乗せるための一時的なものであるから、助成金に頼らず自立して事業を行うため、自己努力による財源確保（会費や事業収入など）に努めたか。	20点
2	公 益 性	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与しているか。会員相互の利益に留まっていないか（共益的でないか）。市民の共感が得られるものか。	20点
3	先 駆 性	事業手法や取り組む課題が目新しいものか。市民の強みである課題へ取り組む柔軟性や創造性が発揮されているか。	10点
4	発 展 性	他の市民と市民協働することで、より効果的な事業となっているか。継続的な展望が期待できる事業か。	10点
5	地 域 性	市民のために行われており、その活動が池田市に対して活力ある豊かな地域づくりに繋がるか。取り組む課題と関係のある市民が参加できるよう配慮されているか。	20点
6	計 画 性	活動の規模・経費・期間が妥当であるか。事業の目的・内容が明確で合致しており、事業を計画的に実施できるか。	20点

別表第3（第7条関係）

交付割合

獲得した点数	交付割合
91点以上	10割
81点から90点	8割
71点から80点	6割
61点から70点	4割
60点以下	失格